

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人内視鏡医学研究振興財団（以下「財団」という）定款第18条及び第33条の定めに基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款14条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員は報酬を受けることはできない。

- 2 役員及び評議員には、定款第18条及び第33条に定める対価として費用を支給することができる。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から実施する。

以上